

第 3 章 地域の概況

第3章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺 3km とし、川島町、坂戸市、川越市、東松山市（以下、「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

3.1 社会的状況

3.1.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

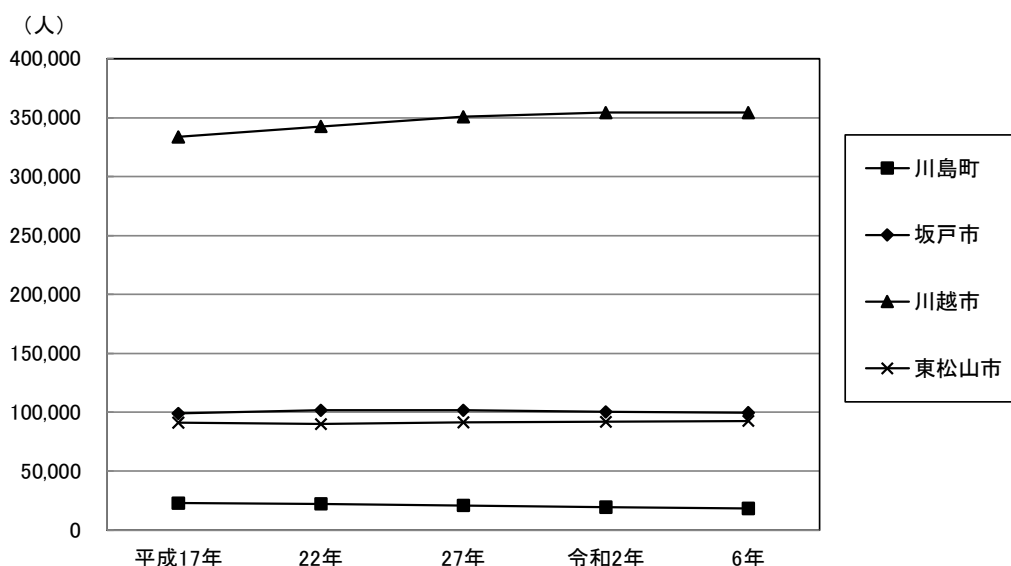
関係市町の人口等の状況は表 3.1.1-1 に、人口の推移は図 3.1.1-1 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町の令和 6 年 10 月における人口は 18,367 人であり、平成 17 年から微減傾向である。関係市町の中で最も人口が多いのは川越市で、平成 17 年から令和 2 年まで増加傾向で推移している。その他の関係市では、坂戸市及び東松山市はともに横ばいである。

表 3.1.1-1 人口・世帯数の状況(令和 6 年 10 月 1 日現在)

市町村名	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
	総数	男	女		
川島町	18,367	9,347	9,020	7,457	441.2
坂戸市	99,645	49,614	50,031	46,935	2,429.2
川越市	354,526	176,717	177,809	161,104	3,248.7
東松山市	92,580	46,456	46,124	42,299	1,416.7

出典:「埼玉県推計人口 最新情報」(埼玉県ホームページ)



注) 各年 10 月 1 日現在。

出典:「埼玉県統計年鑑(令和 6 年)」(令和 7 年 2 月、埼玉県総務部統計課)

「埼玉県推計人口 最新情報」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.1-1 人口の推移

(2) 産 業

関係市町の産業別従業者数は、表 3.1.1-2 に示すとおりである。

川島町では製造業の割合が最も高く、その他の関係市では坂戸市及び東松山市は製造業、川越市は卸売業・小売業の割合が最も高い。

表 3.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

分 類	川島町		坂戸市		川越市		東松山市	
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
農林、漁業	44	0.4	10	0.0	233	0.2	100	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	5	0.0	-	-
建設業	590	4.8	1,587	5.4	7,760	5.7	2,009	4.9
製造業	5,201	42.2	6,696	22.7	22,526	16.5	9,139	22.2
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	87	0.3	582	0.4	75	0.2
情報通信業	133	1.1	275	0.9	1,054	0.8	135	0.3
運輸業、郵便業	1,826	14.8	1,393	4.7	7,956	5.8	3,643	8.8
卸売業、小売業	1,419	11.5	5,406	18.4	26,625	19.5	7,681	18.7
金融業、保険業	32	0.3	489	1.7	3,014	2.2	614	1.5
不動産業、物品賃貸業	164	1.3	535	1.8	3,750	2.7	646	1.6
学術研究、 専門・技術サービス業	80	0.6	490	1.7	5,169	3.8	745	1.8
宿泊業、飲食サービス業	454	3.7	2,415	8.2	11,369	8.3	3,921	9.5
生活関連サービス業、娯楽業	127	1.0	1,257	4.3	4,988	3.7	1,679	4.1
教育、学習支援業	69	0.6	2,068	7.0	5,330	3.9	1,929	4.7
医療、福祉	816	6.6	4,287	14.6	20,319	14.9	6,301	15.3
複合サービス事業	63	0.5	433	1.5	1,564	1.1	462	1.1
サービス業 (他に分類されないもの)	1,316	10.7	2,014	6.8	14,401	10.5	2,096	5.1
非農林漁業(公務を除く)	12,290	99.6	29,432	100.0	136,412	99.8	41,075	99.8
全産業(公務を除く)	12,334	100.0	29,442	100.0	136,645	100.0	41,175	100.0

注) 令和 3 年 6 月 1 日現在

出典:「政府統計の総合窓口(e-Stat) 令和 3 年経済センサス活動調査」(令和 5 年 6 月、総務省統計局)

3.1.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表 3.1.2-1 に示すとおりである。

川島町の地目別土地利用面積は田が最も多く、全体の 47.8%を占めている。次いで、畑が 27.9%、宅地が 18.9%となっており、農地の面積が大きい。その他の関係市については、坂戸市、川越市及び東松山市では宅地の割合が最も多くなっている。

表 3.1.2-1 地目別土地利用面積(令和 6 年 1 月 1 日現在)

地目 市町名	項 目	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	牧 場	原 野	雑種地
川島町	面 積 (ha)	1,419.8	830.7	561.6	8.3	15.2	-	25.9	110.7
	割 合 (%)	47.8	27.9	18.9	0.3	0.5	-	0.9	3.7
坂戸市	面 積 (ha)	672.7	626.3	1,136.0	3.6	125.4	0.7	70.8	280.8
	割 合 (%)	23.1	21.5	39.0	0.1	4.3	0.0 (0.025)	2.4	9.6
川越市	面 積 (ha)	2,017.0	1,637.8	3,602.0	6.6	312.6	-	38.9	1,016.8
	割 合 (%)	23.4	19.0	41.7	0.1	3.6	-	0.5	11.8
東松山市	面 積 (ha)	917.5	1,179.3	1,475.6	28.4	719.3	-	30.8	838.7
	割 合 (%)	17.7	22.7	28.4	0.5	13.9	-	0.6	16.2

注) 1. この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

2. 「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

3. 墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

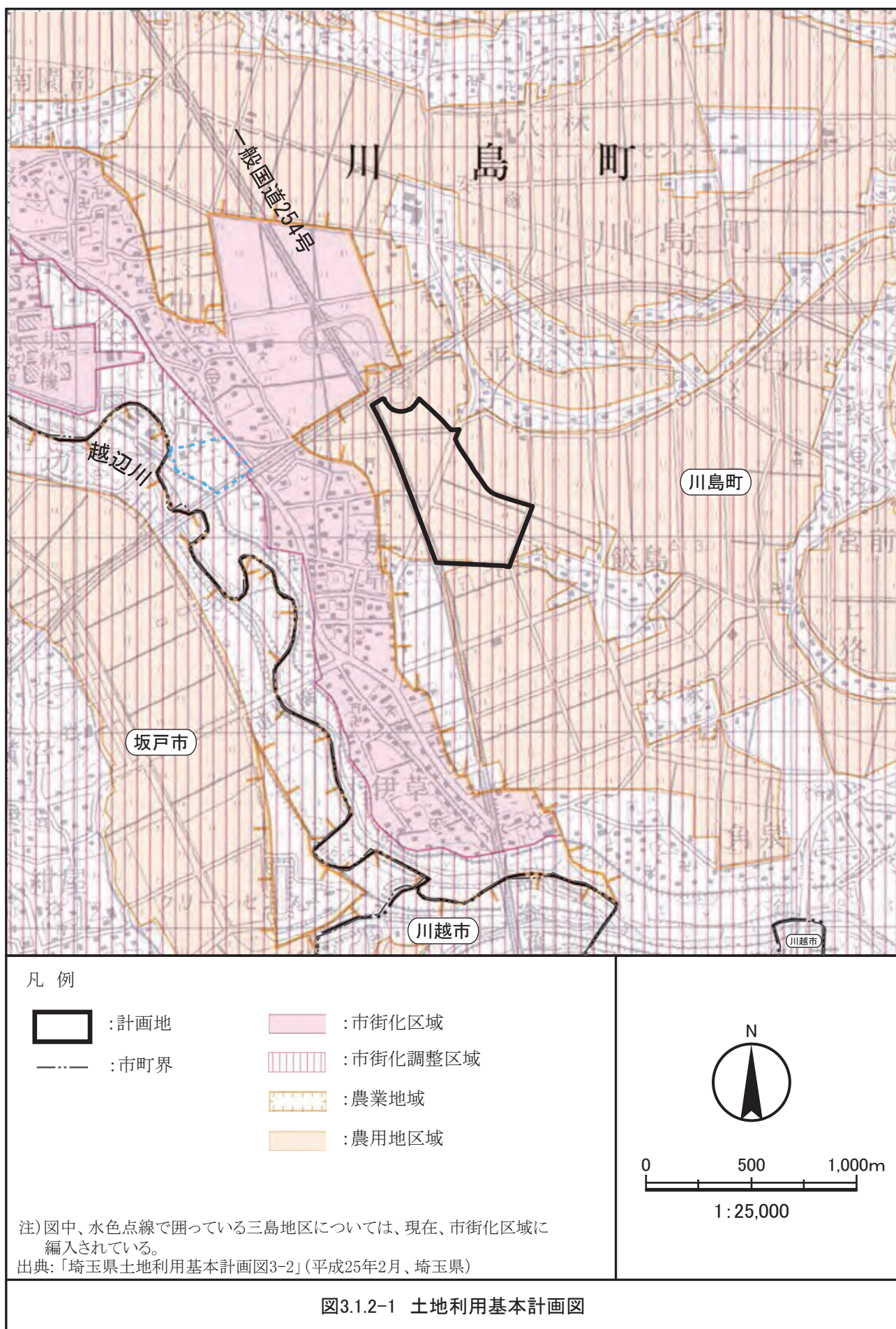
出典:「埼玉県統計年鑑(令和 6 年)」「(令和 7 年 2 月、埼玉県総務部統計課)

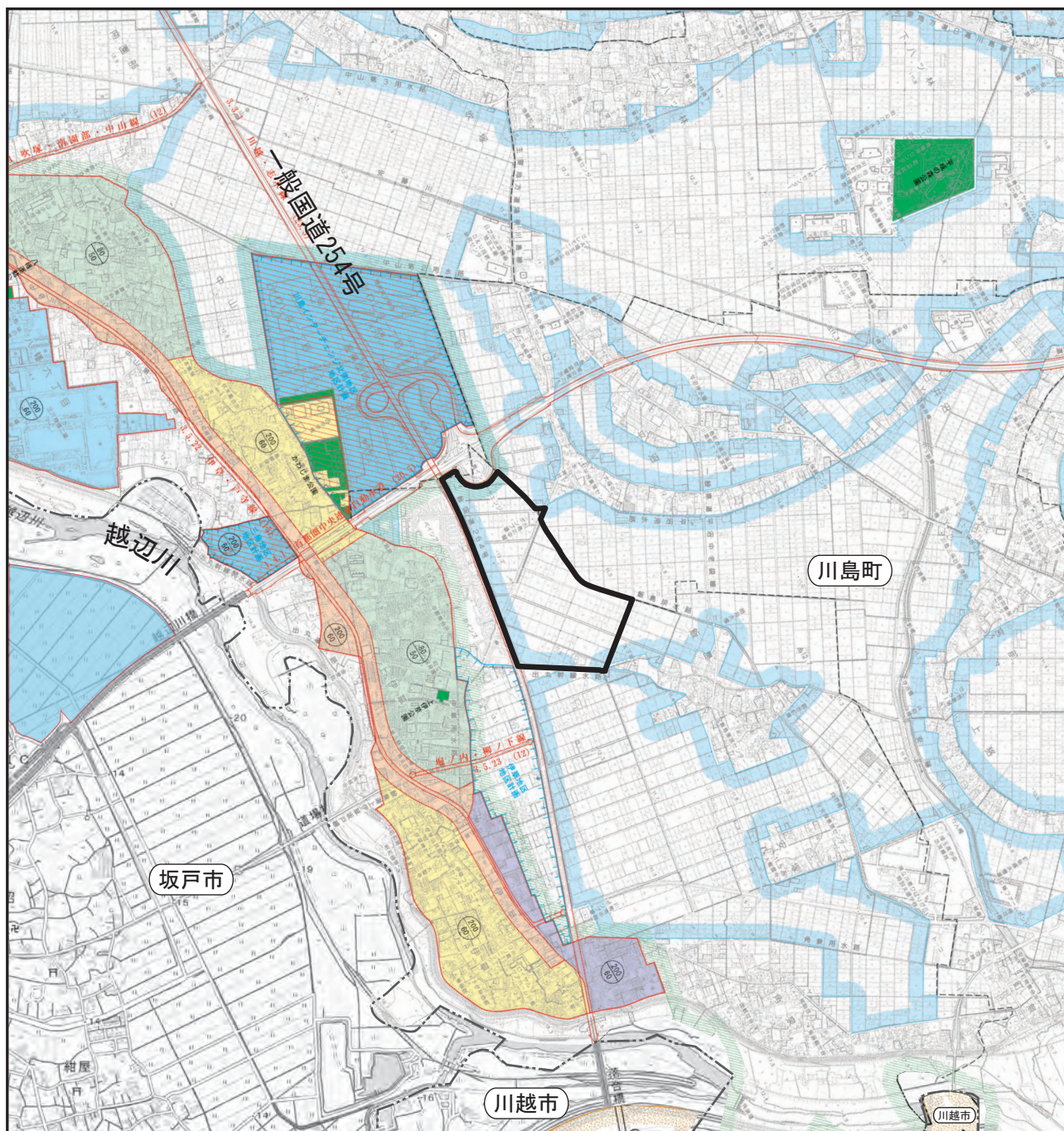
(2) 土地利用計画の状況

計画地及び周辺の土地利用基本計画図は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

計画地及び周辺は、主に市街化調整区域であり、計画地は全域が市街化調整区域、農用地区域に指定されている。一方、計画地の北側に位置する圏央道川島インターチェンジの周辺及び計画地西側を隣接して走る一般国道 254 号と一級河川越辺川の間には、市街化区域及び市街化調整区域に指定されている地域が広がっている。

計画地及び周辺の都市計画用途地域及び農業振興地域農用地利用区分図は、図 3.1.2-2 に示すとおりである。計画地は、農業振興地域内に位置しており、農用地区域(田)に指定されている。





凡 例



: 計画地

--- : 市町界

□ : 市街化区域

□ : 第一種低層住居専用地域

□ : 第一種住居地域

□ : 第二種住居地域

□ : 準工業地域

□ : 工業地域

□ : 工業専用地域

□ : 農業振興地域

□ : 農用区域(田)

□ : 都市公園

□ : 市街化調整区域内
建築物形態規制A地区



0 500 1,000m

1 : 25,000

出典:「川島町都市計画用途地域図・川島農業振興地域農用地利用区分図」
(令和2年3月修正、川島町)
「e-マップさかど(都市計画情報)」(坂戸市地図情報サイト)
「川越市都市計画図」(令和6年9月、川越市)

図3.1.2-2 都市計画用途地域及び農業振興地域農用地利用区分図

3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

(1) 河川及び湖沼の分布

計画地周辺の河川の分布状況は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地の西側を一級河川越辺川が南北に、南側を一級河川入間川が東西に流れている。越辺川は、支川の大谷川や小畔川が流入した後、計画地の南東で入間川に合流する。また、計画地の北側から南東方向には一級河川安藤川が流れており、計画地の南東で入間川に合流している。

(2) 上水道

関係市町における水道の状況は、表 3.1.3-1 に示すとおりである。計画地が位置する川島町の水道普及率は、101.9%である。

表 3.1.3-1 水道の状況(令和 5 年度)

市町村名	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 ^{注)} (%)
川島町	18,416	29,100	18,773	101.9
坂戸市	99,383	114,200	99,015	99.6
川越市	354,346	357,000	353,485	100.0
東松山市	92,367	106,000	90,837	98.3

注) 普及率は、行政区域内総人口と上水道の現在給水人口から算出した。

出典:「埼玉県の水道 令和 6 年度版(令和 5 年度水道統計調査資料)」

(令和 7 年 6 月、埼玉県保健医療部生活衛生課)

(3) 農業用水

計画地は主として水田及び畑地等の耕作地として利用されており、計画地及び周辺には、農業用水路が張り巡らされている。

「環境総合計画(見直し版)」(令和 3 年 3 月、川島町)によると、川島町の地形は北西に高く南東に低くなっており、主な農業用水は都幾川、越辺川などから取水され、下流の出丸地区で入間川、荒川に排水されている。

(4) 内水面漁業

計画地周辺を流れる荒川、入間川、越辺川等において、漁業権が設定されている。免許番号は共第 2 号及び共第 3 号であり、漁業権の内容は表 3.1.3-2 に示すとおりである。

表 3.1.3-2 漁業権の内容

河川名	免許番号	漁業権者	魚 種
荒川、市野川、新江川	共第 2 号	埼玉南部、武蔵入間	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
越辺川、入間川横塚川、安藤川飯盛川、小畔川都幾川	共第 3 号	武蔵、埼玉西部入間、埼玉南部	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず

出典:「埼玉の水産/漁業権漁場・魚種一覧」(埼玉県ホームページ)

(5) 地下水の利用状況

関係市町における地下水採取量の推移は、表 3.1.3-3 に示すとおりである。

川島町の地下水採取量は、水道用としての利用が最も多く、次いで工業用の利用が多い。
なお、地下水の用途は、川島町、坂戸市及び東松山市では水道用としての利用が最も多く、
川越市では農業用としての利用が最も多い。

表 3.1.3-3 地下水採取量の推移

単位: m³/日

市町村名	用 途	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
川島町	水道用	3,588.5	3,705.1	3,737.1	3,888.5	3,979.5
	建築物用	57.3	60.4	147.0	65.9	68.6
	工業用	294.1	297.1	419.9	323.7	234.5
	農業用	8.5	5.0	27.8	11.7	13.6
	水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非常災害	1.4	1.1	1.1	1.0	0.0
	その他	24.5	18.8	69.1	32.6	29.1
	計	3,974.3	4,087.5	4,402.0	4,323.4	4,325.3
坂戸市	水道用	9,926.3	10,768.0	10,878.0	9,462.4	8,380.7
	建築物用	53.4	196.1	218.3	228.0	188.4
	工業用	426.2	429.1	470.1	441.2	425.1
	農業用	9,181.3	9,480.8	9,384.2	9,180.5	8,347.4
	水産業	17.3	14.1	13.0	11.4	12.2
	非常災害	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	76.0	73.5	75.6	72.0	60.6
	計	19,687.3	20,961.6	21,039.2	19,395.5	17,414.4
川越市	水道用	12,823.0	14,791.9	14,951.3	14,229.8	13,349.2
	建築物用	2,315.4	2,418.7	2,306.7	2,448.6	2,589.8
	工業用	7,266.1	7,618.9	7,574.5	6,903.4	7,262.7
	農業用	16,241.9	14,533.3	16,560.7	18,140.4	17,020.8
	水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	非常災害	12.9	13.1	8.9	7.8	9.4
	その他	1,473.1	1,672.1	1,730.7	1,476.5	1,640.0
	計	40,132.4	41,048.0	43,132.8	43,206.5	41,871.9
東松山市	水道用	6,524.8	4,207.1	8,437.6	7,729.7	9,428.1
	建築物用	24.2	24.1	50.2	122.7	218.0
	工業用	1,571.7	857.4	1,468.7	3,289.5	2,410.5
	農業用	40.9	19.5	22.6	22.8	26.2
	水産業	0.0	0.0	0.0	13.2	35.0
	非常災害	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	306.2	439.3	432.3	877.3	873.6
	計	8,467.8	5,547.4	10,411.4	12,055.2	12,991.4

出典:「埼玉県地盤沈下調査報告書(令和元～5 年度観測成果)」(各年版、埼玉県)

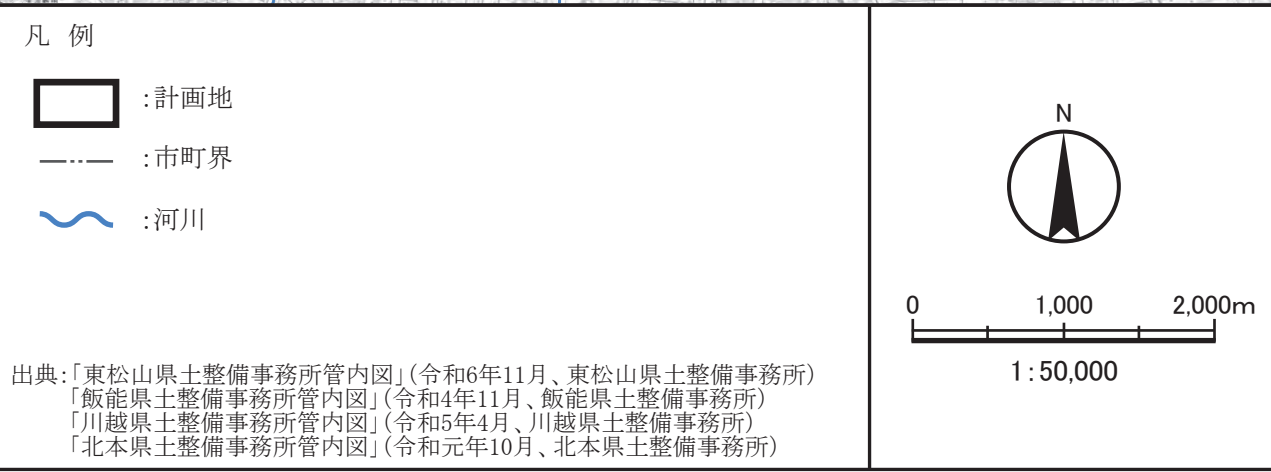


図3.1.3-1 河川の分布状況

3.1.4 交通の状況

(1) 主要交通網

計画地周辺における交通網の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

計画地周辺では、計画地の北側に隣接して一般国道 468 号(圏央道)が東西に、計画地の西側には隣接して一般国道 254 号が南北に走っており、一般国道 468 号(圏央道)と一般国道 254 号との交差部には、圏央道川島インターチェンジが位置している。

このほか、計画地周辺では、東側を一般県道平沼中老袋線が、西側から計画地内を通過して北東方向へ主要地方道鴻巣川島線が走っている。

(2) 道路交通量

計画地周辺の自動車交通量は表 3.1.4-1 に、自動車交通量調査地点は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

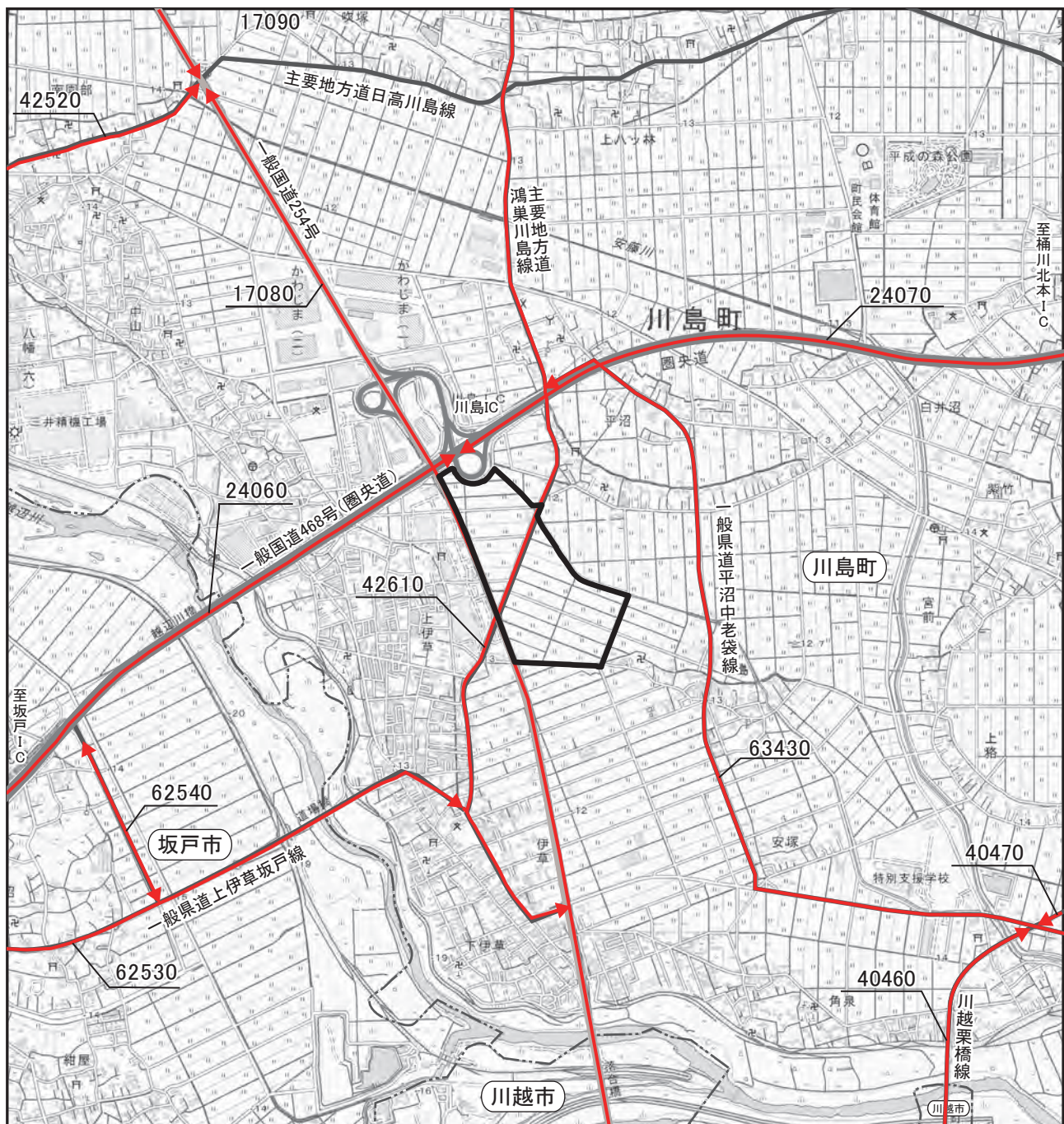
交通量が最も多かったのは、計画地北側を走る一般国道 468 号(圏央道)で、昼間 12 時間自動車交通量が合計 43,882 台、24 時間自動車交通量が合計 62,420 台であった。

表 3.1.4-1 自動車交通量(令和 3 年度)

調査 単位 区間 番号	路線名	接続路線等		昼間 12 時間自動車交通量			24 時間自動車交通量		
		起点側	終点側	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
17080	一般国道 254 号	川越北環状線	日高川島線	23,827	6,692	30,519	33,682	9,960	43,642
17090	一般国道 254 号	日高川島線	一般国道 407 号	17,306	5,974	23,280	24,523	8,069	32,592
24060	一般国道 468 号 (圏央道)	上伊草坂戸線	一般国道 254 号	24,198	18,943	43,141	30,270	31,237	61,507
24070		一般国道 254 号	一般国道 17 号	24,807	19,075	43,882	31,187	31,233	62,420
40460	川越栗橋線	一般国道 254 号	平沼中老袋線	9,350	2,640	11,990	12,551	3,396	15,947
40470	川越栗橋線	平沼中老袋線	一般国道 17 号	9,617	3,138	12,755	13,509	4,093	17,602
42520	日高川島線	一般国道 407 号	一般国道 254 号	7,647	840	8,487	9,807	1,311	11,118
42610	鴻巣川島線	今泉東松山線	一般国道 254 号	5,169	1,535	6,704	6,822	1,893	8,715
62530	上伊草坂戸線	鴻巣川島線	一般国道 407 号	9,538	1,501	11,039	12,420	2,151	14,571
62540	上伊草坂戸線	上伊草坂戸線	一般国道 468 号 (圏央道)	1,664	822	2,486	2,111	897	3,008
63430	平沼中老袋線	鴻巣川島線	川越上尾線	1,096	158	1,254	1,404	226	1,630

注) 表中の斜体表示は、非観測(推定値)を示す。

出典:「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(令和 5 年 6 月、国土交通省ホームページ)



凡 例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道、一般県道
- ↔ : 交通量調査区間(数字は調査単位区間番号)

注) 図中の数字は、表3.1.4-1の調査単位区画番号と対応している。
 出典: 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」
 (令和5年6月、国土交通省ホームページ)



0 500 1,000m
 1 : 25,000

図3.1.4-2 交通量調査地点

3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画地周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 3.1.5-1 及び図 3.1.5-1 に示すとおりである。

計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の西側約 300m に「町立さくら保育園」がある。

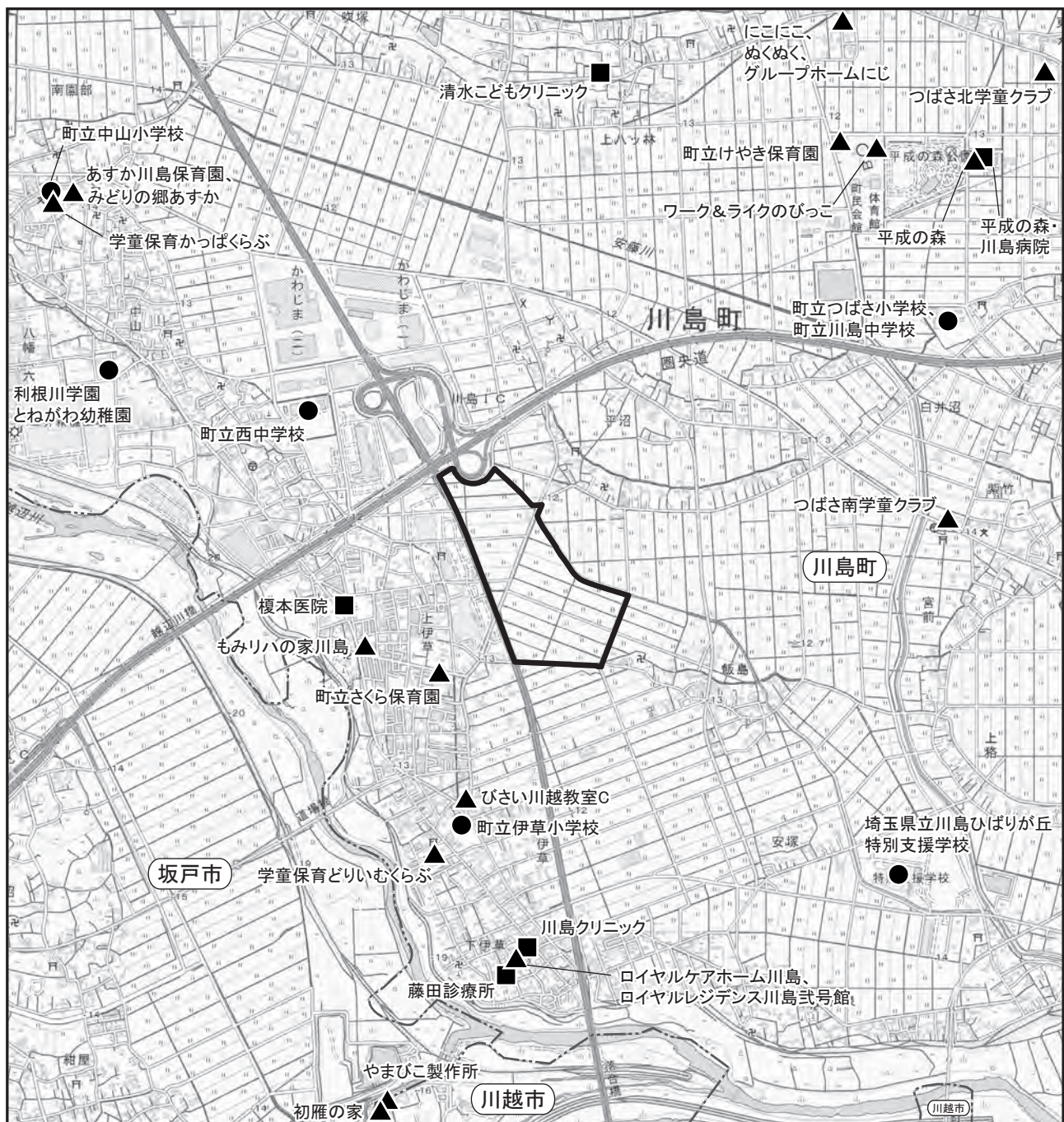
表 3.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設

市 町	区 分		施設名
川島町	学校・幼稚園等	幼稚園	利根川学園とねがわ幼稚園
		小学校	町立中山小学校
			町立伊草小学校
			町立つばさ小学校
		中学校	町立西中学校 町立川島中学校
		特別支援学校	埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校
	医療施設	病院	平成の森・川島病院
		診療所	榎本医院
			川島クリニック
			藤田診療所
			清水こどもクリニック
	福祉施設	保育園	町立さくら保育園
			町立けやき保育園
			あすか川島保育園
		児童福祉施設	学童保育どりいむくらぶ
			学童保育かっぱくらぶ
			つばさ北学童クラブ
			つばさ南学童クラブ
		障害者福祉施設	にこにこ
			ぬくぬく
			ワーク&ライクのびっこ
			グループホームにじ
			びさい川越教室 C
		介護老人保健施設	平成の森
		サービス付き高齢者向け住宅	ロイヤルケアホーム川島
			ロイヤルレジデンス川島弐号館
		介護付有料老人ホーム	みどりの郷あすか
		地域密着型通所介護	もみりハの家川島
川越市	福祉施設	障害者福祉施設	初雁の家
			やまびこ製作所

出典：「全国の医療機関」(医療情報ネット(ナビイ)ホームページ)
「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育委員会ホームページ)
「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)
「町内の保育施設」「放課後児童クラブ」(川島町ホームページ)
「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(一般社団法人高齢者住宅協会ホームページ)
「事業所のご紹介」(社会福祉法人ウイングホームページ)

(2) 住宅の分布状況

計画地及び周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 3.1.2-2 に示したとおりである。計画地及び周辺においては、計画地西側を走る一般国道 254 号と一級河川越辺川の間には第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域に指定された地域が分布し、それぞれの地域に主に低層の住宅が分布している。また、計画地北東及び南東側に隣接して主に低層の住宅が分布している。



凡 例

- : 計画地
- : 市町界
- : 学校・幼稚園等
- : 医療施設
- : 福祉施設

出典:「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)
「埼玉県学校便覧」(埼玉県教育委員会ホームページ)
「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)
「町内の保育施設」「放課後児童クラブ」(川島町ホームページ)
「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(一般社団法人高齢者住宅協会ホームページ)

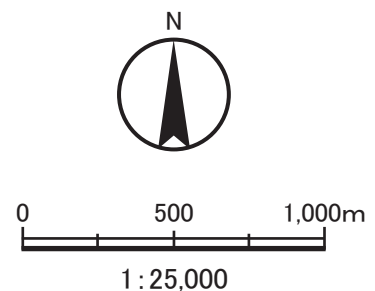


図3.1.5-1 環境保全について配慮が特に必要な施設

3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

(1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 3.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町の下水道普及率は、52.9%となっている。

なお、「埼玉の下水道 2024」(埼玉県)によると、計画地は荒川右岸流域下水道の計画処理区域に含まれている。

表 3.1.6-1 公共下水道整備状況(令和 5 年度末)

市町名	区 分		行政人口 (人) A	処理人口 (人) B	普及率 (%) B/A
川島町	荒川右岸流域		18,784	9,934	52.9
坂戸市	単独公共下水道		99,546	73,261	73.6
川越市	荒川右岸流域		352,241 (352,836)	306,963 (307,558)	87.1 (87.2)
	単独公共下水道	日高市へ流入	586	586	100.0
		坂鶴下水道組合へ流入	9 (352,836)	9 (307,558)	100.0 (87.2)
東松山市	単独公共下水道		90,862	48,061	52.9

注) 行政人口は、令和 6 年 3 月末現在の住民基本台帳人口

() 内は、都市全体の行政面積、行政人口、普及率

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(令和 6 年 12 月、埼玉県ホームページ)

(2) し尿処理

関係市町のし尿処理量は表 3.1.6-2 に、川島町のし尿処理量の推移は表 3.1.6-3 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町では、令和 4 年度のし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は 5,265kL となっている。

川島町の平成 30 年度～令和 4 年度のし尿処理量及び浄化槽汚泥処理量の処理量合計は、減少傾向にある。

表 3.1.6-2 関係市町のし尿処理量(令和 4 年度末)

関係市町	汲み取り		浄化槽汚泥		処理量合計 (kL)
	非水洗化人口 (人)	し尿年間処理量 (kL)	浄化槽人口 (人)	汚泥年間処理量 (kL)	
川島町	460	214	8,804	5,051	5,265
坂戸市	565	1,099	28,451	15,432	16,531
川越市	1,439	2,064	50,646	34,093	36,157
東松山市	538	1,524	42,662	17,687	19,211

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和 4 年度実績～」(令和 6 年 7 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1.6-3 川島町のし尿処理量の推移

年度	年間処理量(kL)		
	し尿処理量	浄化槽汚泥 処理量	合 計
平成 30 年度	234	5,579	5,813
令和元年度	235	5,566	5,801
令和 2 年度	202	5,423	5,625
令和 3 年度	211	5,329	5,540
令和 4 年度	214	5,051	5,265

出典:「一般廃棄物処理事業の概況(平成 30～令和 4 年度実績)」(各年、埼玉県環境部資源循環推進課)

(3)ごみ処理

関係市町におけるごみ処理量は表 3.1.6-4 に、計画地が位置する川島町のごみ処理量の推移は表 3.1.6-5 に示すとおりである。

川島町のごみ処理量は、平成 30 年度に比べると令和 4 年度は減少しており、1 人 1 日あたりの排出量も減少している。

なお、川島町のし尿処理施設及びごみ処理施設である「川島町環境センター」(川島町大字曲師 370)は、図 3.1.6-1 に示すとおり、計画地の南東約 3.0km に位置している。

表 3.1.6-4 関係市町のごみ処理量(令和 4 年度実績)

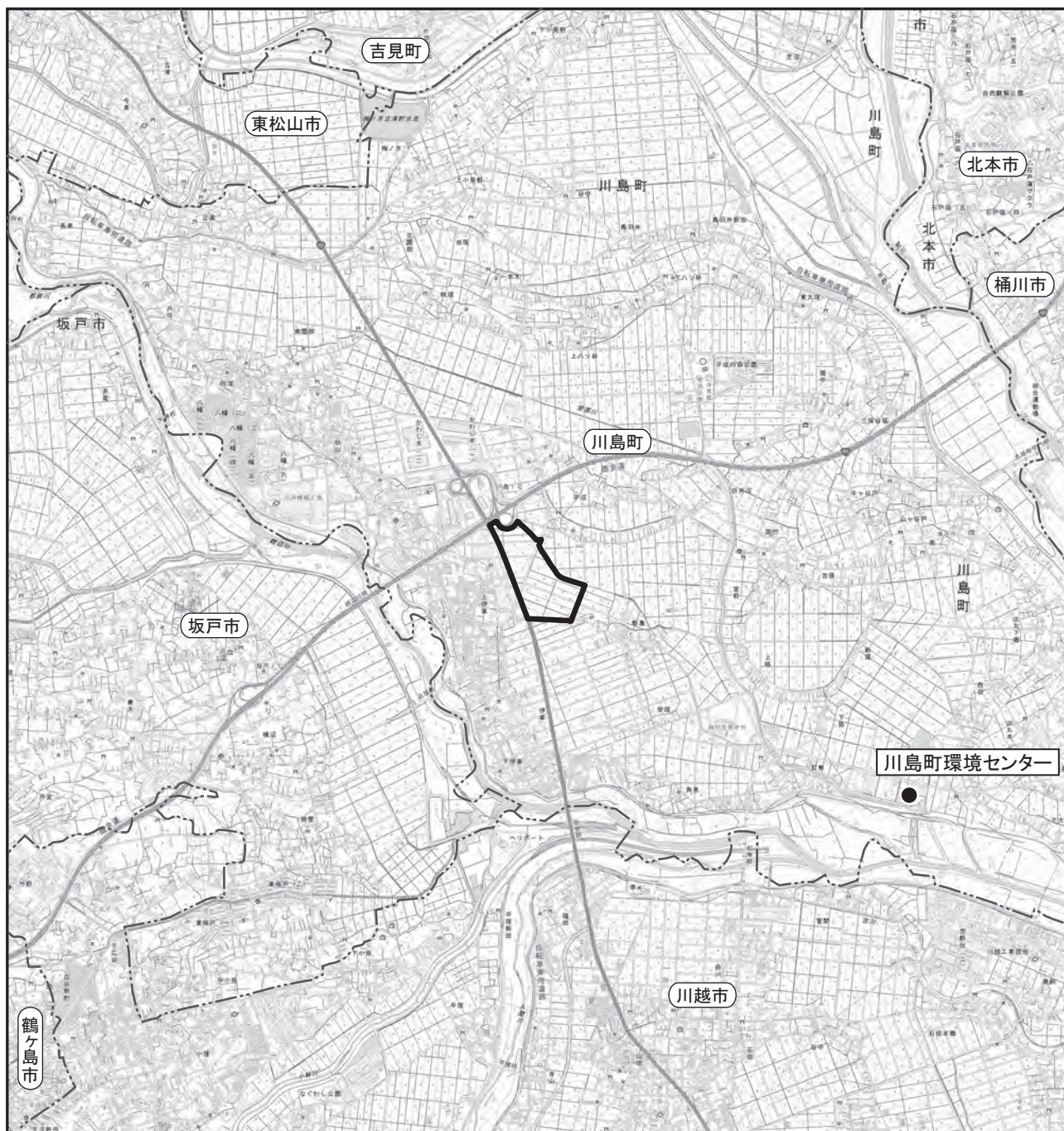
年度	総人口(人) (計画収集人口)	搬入量(t)			合 計	1 人 1 日 あたりの 排出量 (g)
		生活系	事業系	集団 回収量		
川島町	19,240	5,044	1,414	133	6,591	939
坂戸市	99,926	22,371	4,500	0	26,871	737
川越市	353,446	76,230	24,501	4,071	104,802	812
東松山市	90,659	22,551	6,824	359	29,734	899

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和 4 年度実績～」(令和 6 年 7 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1.6-5 川島町のごみ処理量の推移

年度	総人口(人) (計画収集人口)	搬入量(t)			合 計	1 人 1 日 あたりの 排出量 (g)
		生活系	事業系	集団 回収量		
平成 30 年度	20,361	5,264	1,558	348	7,170	965
令和元年度	20,054	5,175	1,489	287	6,951	947
令和 2 年度	19,751	5,501	1,404	177	7,082	982
令和 3 年度	19,466	5,214	1,408	154	6,776	954
令和 4 年度	19,240	5,044	1,414	133	6,591	939

出典:「一般廃棄物処理事業の概況(平成 30～令和 4 年度実績)」(各年、埼玉県環境部資源循環推進課)



凡 例



:計画地



:市町界



:し尿処理施設及びごみ処理施設



0 1,000 2,000m

1 : 50,000

図3.1.6-1 し尿処理施設及びごみ処理施設位置

3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

(1) 大気汚染

① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.1.7-1 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づく大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3.1.7-2 に示すとおりである。

表 3.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの(以下「1 日平均値の年間 98% 値」という。)が 0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値について、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<長期的評価> <短期基準>長期的評価としての測定結果の年間 98% 値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期基準>測定結果の 1 年平均値について評価を行う。 環境基準達成状況については、上記の長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。ただし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 6 月 12 日、環大企 143 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示第 38 号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日、環境庁告示第 4 号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日、環境省告示第 33 号)

表 3.1.7-2 大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物 質	環境上の条件	評価方法
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

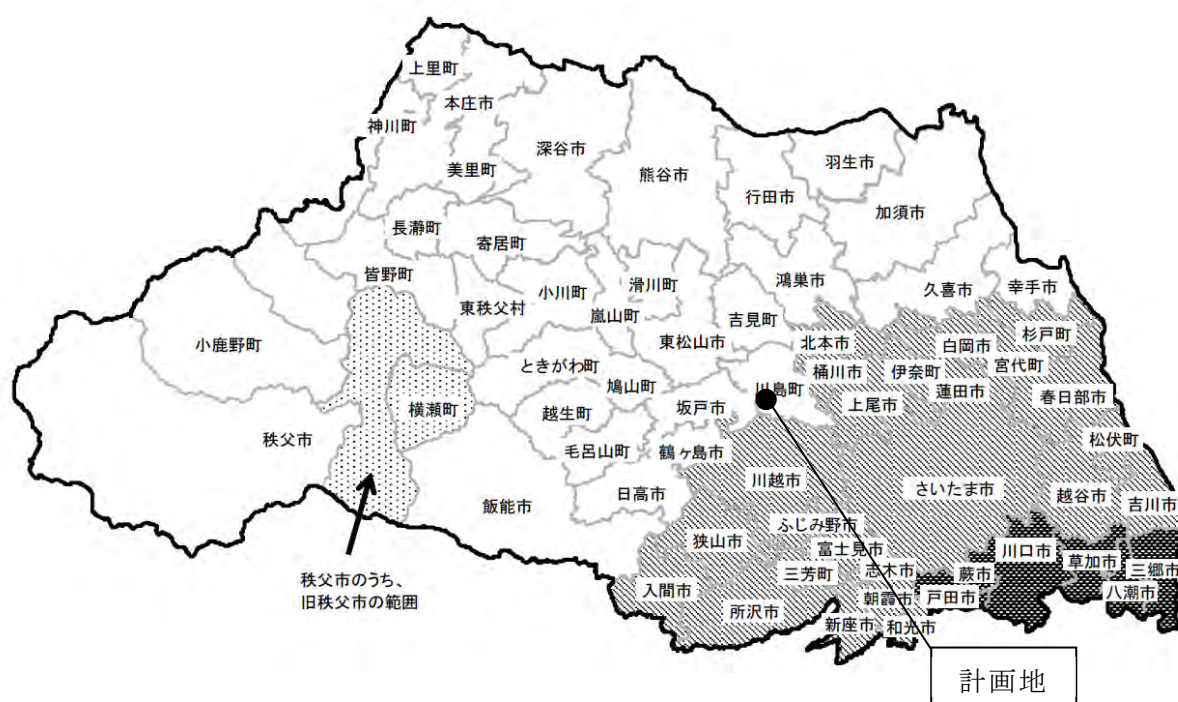
② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア.「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図 3.1.7-1 に示すとおりである。計画地は 100 号地域に該当するため、K 値 17.5 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域であるため、計画地には適用されない。



K 値

根拠法令	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
項 目	法第 3 条第 2 項 (地域区分)	法第 3 条第 2 項 (一般排出基準)	法第 3 条第 3 項 (特別排出基準)	条 例 第 5 0 条
地 域			S49.4.1以降設置	新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

図 3.1.7-1 硫黄酸化物に係る K 値規制図

(イ)ばいじん

ばい煙発生施設のうち、埼玉県において設置件数の多いばい煙発生施設及び本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンの「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 3.1.7-3 に示すとおりである。

表 3.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出 基準 (g/m ³ N)	備考	
					一般排出基準 (g/m ³ N)	On の扱い
ボイラー	ガス専焼 ボイラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼 及び液体・ ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 Os
	ガスタービン	—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置され た施設及び非常 用施設は当分の 間適用を猶予する	

注) 1. 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

2. 標準酸素濃度が Os とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、窒素酸化物の排出基準及び指導基準は表 3.1.7-4 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき排出基準が定められている。

表 3.1.7-4 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準(抜粋)

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	排出基準 ^{※4} (ppm)	指導基準 ^{※5} (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	－
		10～50		100	－
		4～10		100	－
		1～4		130	－
		1 未満		150	－
	排煙脱硫装置付 ^{※1} 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1 未満		180	160
	液体燃焼ボイラー ^{※2} (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1 未満		180	160
ガスタービン ^{※3}	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20

注)※1. 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が 1 万 m³N/h 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。

※2. 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m³N/h 未満の過負荷燃焼型ものは適用が除外される。

※3. 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

※4. 排出基準については、ボイラーは昭和 52 年 9 月 10 日以降、ガスタービンは平成 3 年 2 月 1 日以降に設置のものについての数値。

※5. 指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス 5,000m³N/h 以上の施設に適用される。なお、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常施設は除く。

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(エ)揮発性有機化合物(VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)発生施設に係る排出基準は、表 3.1.7-5 に示すとおりである。

表 3.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

VOC排出施設		規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上	自動車製造の用に供する塗装施設 既設 : 700ppmC 新設 : 400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m ³ 以上	木材・木製品(家具を含む)の製造に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シートまたは剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び 4 の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5m ² 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が 1,000kL 以上	新設 全て: 60,000ppmC
			既設 2,000kL 以上: 60,000ppmC 2,000kL 未満: 当分の間猶予

- 注) 1. 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。
2. 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まないものとする。
3. 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含む。
4. 「乾燥施設」は VOC を蒸発させるもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるもの。
5. 既設とは、平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む)。
6. ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率を示す。

出典:「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ)炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 3.1.7-6(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.1.7-6(1) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

項	施設の種類	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンクまたはこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニング用乾燥機	処理設備(内蔵されるものを含む。)を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準:イ、ロまたはハ(いずれかを選択することができる) 2 1を除く使用施設 ・規制基準:イまたはロ(いずれかを選択することができる) 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場または事業場における A の値が 30%以下であること。 $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位 kg)}}{\text{原材料の年間使用量(単位 kg)}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場における B の値が 50%以下であること。 $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位 kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量(単位 kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典:「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 3.1.7-6(2) 指定炭化水素類発生施設

項	施設の種類	規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク(一タンクの貯蔵容量が 500kL 以上のもの)
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク(一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が 27kL 以上となる事業所に設置されているもの)
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの(一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が 1,000kL 以上となる事業所に設置されているもの)
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が 23kg 以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が 180kL 以上であること
6	使用施設	物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類(燃料として使用するものを除く。)を使用する規則で定める施設※ 炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象 ※規則で定める施設(規則第 30 条第 2 項、規則別表第 3) ①塗装の用に供する施設(塗装、乾燥又は焼付け施設) ②印刷の用に供する施設(印刷、乾燥又は焼付け施設) ③接着の用に供する施設(接着又は乾燥施設) ④その他の施設(洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの)

注)「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

出典:「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

イ. 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月法律第 70 号)に基づき、埼玉県では 61 市町村が対策地域に指定されており、川島町についても対策地域に指定されている。対策地域は、図 3.1.7-2 に示すとおりである。

「自動車 NOx・PM 法」により、対策地域内において表 3.1.7-7(1) に示す排出基準を満たさない車両については、新車の登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新することができない。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、県の粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は県内全域で運行が禁止されている(県外から流入するディーゼル車も対象)。埼玉県の粒子状物質排出基準は表 3.1.7-7(2) に示すとおりである。



出典:「《参考》自動車 NOx・PM 法の車種規制の概要」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-2 自動車 NOx・PM 法対策地域

表 3.1.7-7(1) 自動車 NOx・PM 法に基づく排出基準

車種			排出基準
ディーゼル乗用車			NOx:0.48g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
バス・トラック等 (ディーゼル車、 ガソリン車、LPG 車)	車 量 総 重 量 区 分	1.7t 以下	NOx:0.48g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	NOx:0.63g/km (平成 6 年規制ガソリン車並) PM :0.06g/km
		2.5t 超	NOx:5.9g/kWh (平成 7 年規制ガソリン車並) PM :0.175g/kWh
		3.5t 以下	NOx:5.9g/kWh(平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並) PM :0.49g/kWh(平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並)
		3.5t 超	

出典:「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」(平成 17 年 9 月、環境省)

表 3.1.7-7(2) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準

車種			排出基準
ディーゼル車の貨物・乗合(バス)・ 特種自動車(ディーゼル乗用車、乗 用車をベースに改造した特種自動 車は対象外)	車量総重 量区分	1.7t 以下	0.052g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	0.06g/km
		2.5t 超	0.18g/kWh

注) 初度登録の日から 7 年間は、規制を適用しない。

出典:「ディーゼル車の運行規制」(令和 6 年 4 月、埼玉県大気環境課)

(2) 水 質

① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)のうち、河川に係る環境基準は表3.1.7-8(1)～(3)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)は表3.1.7-8(4)に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は、表3.1.7-8(5)に示すとおりである。

表 3.1.7-8(1) 人の健康の保護に関する環境基準(河川)

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 3.1.7-8(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
4. 水道 1 級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
6. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
7. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号)

表 3.1.7-8(3) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 3.1.7-8(4) 地下水の環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)

表 3.1.7-8(5) 水質の汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

項 目	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注) 水底の底質を除く。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乗せ条例)」(昭和 46 年埼玉県条例第 61 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等がある。

「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じた上乗せ基準が設定され、県内全域の公共用水域について適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流する計画であり、上記の排水基準の適用を受けない。一方、表 3.1.7-9 に示すとおり、「下水道法」(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく特定事業場及び除害施設からの下水の排除基準の適用を受ける。

表 3.1.7-9 「下水道法」に基づく特定事業場及び除害施設からの下水の排除基準

項 目	排出基準	項 目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物*1	10mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下		230mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物*1	8mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2mg/L 以下		15mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸 酸性窒素及び硝酸性窒 素含有量	380mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	水素イオン濃度 (pH)	5 超え 9 未満
シス-1,2-ジクロロエチレ ン	0.4mg/L 以下	生物化学的酸素要求 量 (BOD)	600mg/L 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (鉱油類含 有量)	5mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (動植物油 脂類含有量)	30mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	沃素消費量*2	220mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下		

注) *1:上段の数値は、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準、下段の数値は、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

*2:沃素消費量は、除害施設の排除基準である。

出典:「下水道法施行令」(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号)

(3) 騒音

① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)は、表 3.1.7-10 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ環境基準が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、一般地域の B 類型の基準の適用を受ける。

表 3.1.7-10 騒音に係る環境基準

単位: dB

地域の類型／地域の区分			時間の区分	
			昼 間 (午前 6 時から 午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から 午前 6 時)
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55	45
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域		60	55
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域及びC地域のうち車 線を有する道路に面する地域		65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)※			70	65

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

注) 1. 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2 車線以下の車線を有する道路 15m

・2 車線を超える車線を有する道路 20m

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準」(埼玉県ホームページ)

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

川島町における「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表 3.1.7-11 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表 3.1.7-11 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

基準種別 区域の区分		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁 止時間	最大作業 時間	最大作 業日数	作業禁 止日
1号 区域	第1種・第2種低層住居 専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住 居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない 区域 都市計画区域外(一部 地域) 上記以外の区域で、学 校、保育所、病院、有床 診療所、図書館、特別 養護老人ホーム、幼保 連携型認定こども園の周 囲おおむね 80m 以内の 区域	1 くい打機(もんけんを除く。)、く い抜機又はくい打くい抜き機 (圧入式を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと 併用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(作業 地点が連続的に移動する作業 にあつては、1日における当該 作業に係る2地点間の最大距 離が 50m を超えない作業に限 る。) 4 空気圧縮機(電動機以外の原 動機を用いるもの、その原動機 の出力が 15kW 以上のものに限 る。)を使用する作業(さく岩機の 動力として使用する作業を除 く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混 練容量が 0.45m ³ 以上のものに 限る。)又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以 上のものに限る。)を設けて行う 作業(モルタルを製造するために コンクリートプラントを設けて行 う作業を除く。)	85	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜・ 休日
	2号 区域	工業地域 工業専用地域 6 バックホウ(一定の限度を超え る大きさの騒音を発生しないもの として環境大臣が指定するものを 除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使 用する作業 7 トラクターショベル(一定の限度 を超える大きさの騒音を発生し ないものとして環境大臣が指定 するものを除き、原動機の定格 出力が 70kW 以上のものに限 る。)を使用する作業 8 ブルドーザー(一定の限度を超 える大きさの騒音を発生しないも のとして環境大臣が指定するも のを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使 用する作業。		午後10時 ～ 午前6時	14時間/日		

注) 1. 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典: 「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

川島町における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.1.7-12 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、b区域の基準が適用される。

表 3.1.7-12 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から 午前 6 時まで)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注) 1. () 内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2. a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

出典：「令和 6 年版埼玉県環境白書資料編」(令和 6 年 12 月、埼玉県)

ウ. 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

川島町における「騒音規制法」及び「埼玉県生活保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-13 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町は、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第 2 種区域の基準が適用される。

表 3.1.7-13 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場に係る騒音の規制基準

単位：dB

時間区分 区域区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌朝の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50	45	45
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	60

注) 1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外(一部地域)

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：工業地域、工業専用地域のうち比企郡川島町大字戸守及び吉見町大字下細谷並びに北葛飾郡松伏町田島東の区域及び工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が 100m までの区域

2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から 5dB 減じた値である。

出典：「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

(4) 振動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

川島町における「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は、表 3.1.7-14 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1 号区域の基準が適用される。

表 3.1.7-14 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

基準種別 区域の区分		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁 止時間	最大作業 時間	最大作 業日数	作業禁 止日
1 号 区域	第1種・第2種低層住居専 用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区 域 都市計画区域外(一部地 域) 上記以外の区域で、学 校、保育所、病院、有床 診療所、図書館、特別養 護老人ホーム、幼保連携 型認定こども園の周囲お おむね 80m 以内の区域	1 くい打機(もんけんを除く。)、く い抜機又はくい打くい抜き機 (圧入式を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと 併用する作業を除く。) 2 鋼球を使用して建築物その 他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する 作業にあつては、1 日における 当該作業に係る 2 地点間の最 大距離が 50m を超えない作業 に限る。) 4 ブレーカーを使用する作業(作 業地点が連続的に移動する作 業にあつては、1 日における当 該作業に係る 2 地点間の最大 距離が 50m を超えない作業に 限る。)	75	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜・ 休日
	2 号 区域			午後10時 ～ 午前6時	14時間/日		

注) 1. 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

川島町における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.1.7-15 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、計画地周辺の道路については第 1 種区域の基準が適用される。

表 3.1.7-15 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

時間の区分 区域の区分		昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 午前 8 時まで)
第 1 種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域	65	60
	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域		
第 2 種区域	近隣商業地域	70	65
	商業地域 準工業地域 工業地域		

出典：「令和 4 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和 6 年 4 月、埼玉県環境部)

ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場に係る振動の規制基準

川島町における「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 3.1.7-16 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町は、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第 1 種区域の基準が適用される。

表 3.1.7-16 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

単位：dB

時間区分 区域区分		昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 午前 8 時まで)
第 1 種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域	60	55
	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域 都市計画区域外		
第 2 種区域	近隣商業地域	65	60
	商業地域 準工業地域 工業地域		

注) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から5dB減じた値である。

出典：「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

(5) 土壌汚染

① 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 3.1.7-17 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1.7-18 に示すとおりである。

表 3.1.7-17 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

表 3.1.7-18 土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項 目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 2. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

注) 水底の底質を除く。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日、環境庁告示第68号)

② 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく土壌の汚染状態の基準は、表3.1.7-19に示すとおりである。

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌の汚染状態の基準も、法と同様の基準である。

表 3.1.7-19 「土壌汚染対策法」に基づく土壌の汚染状態の基準

分 類	特定有害物質の種類	土壌含有量基準 (mg/kg)	土壌溶出量基準 (mg/L)
特定有害物質	第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下
		四塩化炭素	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
		ジクロロメタン	0.02 以下
		テトラクロロエチレン	0.01 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
		トリクロロエチレン	0.01 以下
		ベンゼン	0.01 以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	45 以下
		六価クロム化合物	250 以下
		シアン化合物	50 以下(遊離シアン)
		水銀及びその化合物	0.0005 以下
		うちアルキル水銀	検出されないこと
		セレン及びその化合物	150 以下
		鉛及びその化合物	150 以下
		砒素及びその化合物	150 以下
		ふっ素及びその化合物	4,000 以下
		ほう素及びその化合物	4,000 以下
	第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下
		チオベンカルブ	0.02 以下
		チウラム	0.006 以下
		ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
		有機りん化合物	検出されないこと

注) 土壌含有量基準: 有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準

土壌溶出量基準: 有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクに係る基準

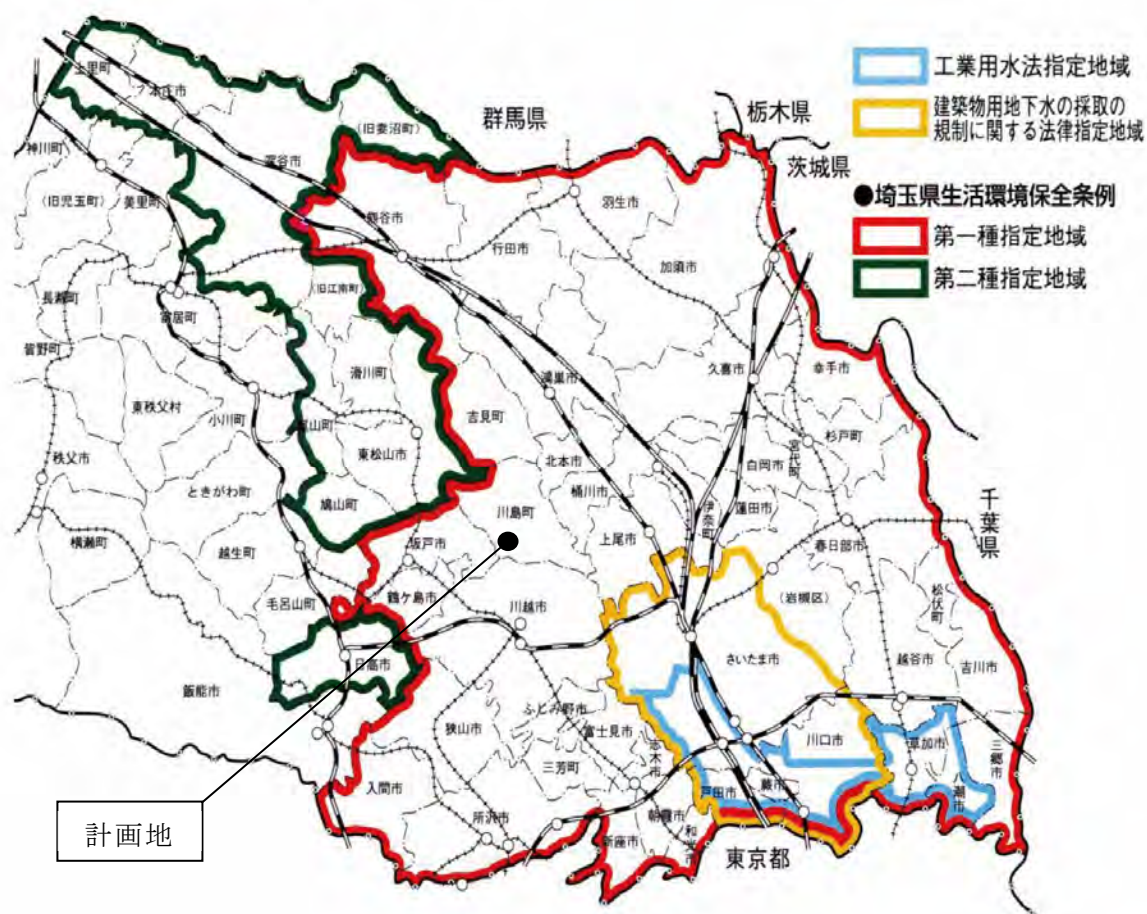
出典: 「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)

(6) 地盤沈下

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

川島町は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。川島町は、図 3.1.7-3 に示すとおり第一種指定地域に指定されている。



出典:「地下水採取の規制」(平成 31 年 2 月、埼玉県環境部)

図 3.1.7-3 地下水採取規制地域

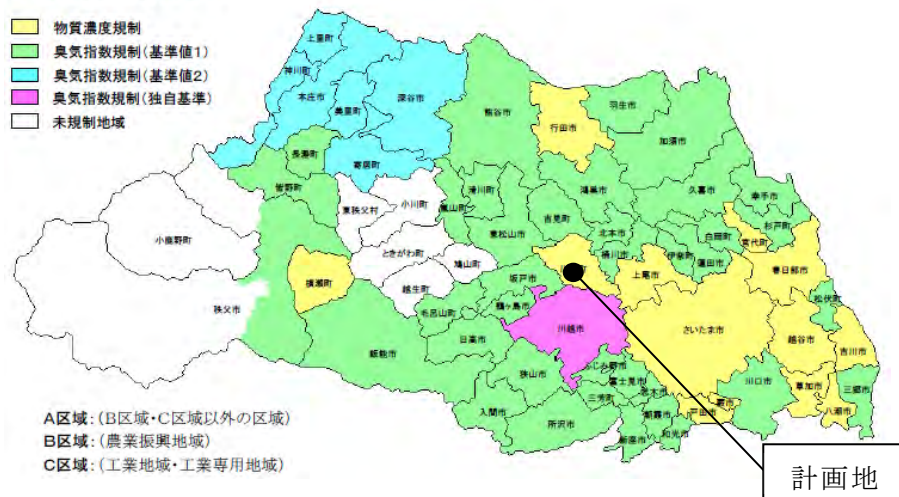
(7) 悪 臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

川島町は、図 3.1.7-4 に示すとおり「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく特定悪臭物質(22 物質)濃度規制地域に指定されている。規制基準は、表 3.1.7-20(1)～(2)に示すとおりである。計画地は農業振興地域に含まれていることから(図 3.1.2-2 参照)、B 区域の基準が適用される。関係市である坂戸市、川越市及び東松山市は、臭気指数による規制地域に指定されている。

また、川島町は図 3.1.7-5 に示すとおり「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域に指定されており、規制対象業種の規制基準が定められている。規制対象業種は表 3.1.7-21 に、規制基準は表 3.1.7-22 に示すとおりである。なお、坂戸市、川越市及び東松山市は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域に指定されていない。

○悪臭防止法規制地域



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-4 悪臭防止法規制地域

○埼玉県生活環境保全条例規制地域(悪臭)



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-5 埼玉県生活環境保全条例規制地域

表 3.1.7-20(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準(敷地境界及び排出口)

特定悪臭物質の種類	敷地境界(ppm)			排出口 (Nm ³ /h)
	A区域	B区域	C区域	
アンモニア	1	1	2	注 2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004	—
硫化水素	0.02	0.02	0.06	注 2
硫化メチル	0.01	0.01	0.05	—
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03	
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02	注 2
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1	—
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1	注 2
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02	
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006	
イソブタノール	0.9	0.9	4	
酢酸エチル	3	3	7	
メチルイソブチルケトン	1	1	3	
トルエン	10	10	30	
スチレン	0.4	0.4	0.8	—
キシレン	1	1	2	注 2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07	—
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004	

注) 1. 区域の区分は次のとおりとする。

A区域: 比企郡川島町、秩父市横瀬町及び南埼玉郡宮代町の区域(B区域及びC区域を除く)

草加市及び八潮市については、全域にA区域の規制基準を適用する。

B区域: 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域

C区域: 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

$$2. \quad q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q : 流量(Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ(m)

(補正された排出口の高さが 5m未満となる場合については、 q の式は適用しない。)

Cm : 敷地境界における規制基準値(ppm)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

Ho : 排出口の実高さ(m)

Q : 温度 15℃における排出ガスの流量(m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度(m/秒)

T : 排出ガスの温度(°K)

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \times \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

出典: 「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)

「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

表 3.1.7-20(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準(排水)

特定悪臭物質	排水の流量 (m^3/s)	排水の濃度(mg/L)		
		A区域	B区域	C区域
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03	0.03	0.06
	0.001を超え0.1以下	0.007	0.007	0.01
	0.1を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001以下	0.1	0.1	0.3
	0.001を超え0.1以下	0.02	0.02	0.07
	0.1を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001以下	0.3	0.3	2
	0.001を超え0.1以下	0.07	0.07	0.3
	0.1を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001以下	0.6	0.6	2
	0.001を超え0.1以下	0.1	0.1	0.4
	0.1を超過	0.03	0.03	0.09

注) 1. 区域の区分は次のとおりとする。

A区域: 比企郡川島町、秩父市横瀬町及び南埼玉郡宮代町の区域(B区域及びC区域を除く)

草加市及び八潮市については、全域にA区域の規制基準を適用する。

B区域: 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域

C区域: 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

2. $CLm = k \times Cm$

CLm : 悪臭物質の排水中の濃度(mg/L)

k : 悪臭物質の種類及び排水量ごとに定められた値(mg/L)

Cm : 敷地境界における規制基準値(ppm)

出典: 「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総理府令第39号)

「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

表 3.1.7-21 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制対象業種

No	規制対象業種
1	塗装工事業
2	食料品製造業
3	合板製造業
4	家具製造業
5	パルプ・紙・紙加工品製造業(塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る)
6	印刷業
7	化学工業
8	プラスチック製品製造業(強化プラスチック製板・棒・管・継ぎ手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く)
9	ゴム製品製造業
10	電線・ケーブル製造業
11	金属製品製造業(塗装工程を有するものに限る)
12	一般機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る)
13	輸送用機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る)

出典: 「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

表 3.1.7-22 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭に係る規制基準

区域の区分		許容限度	
		敷地の境界線	気体排出口
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域 都市計画区域のうち用途地域の指定がされていない区域 都市計画区域の指定がされていない区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
第 2 種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
第 3 種 区域	工業地域 工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

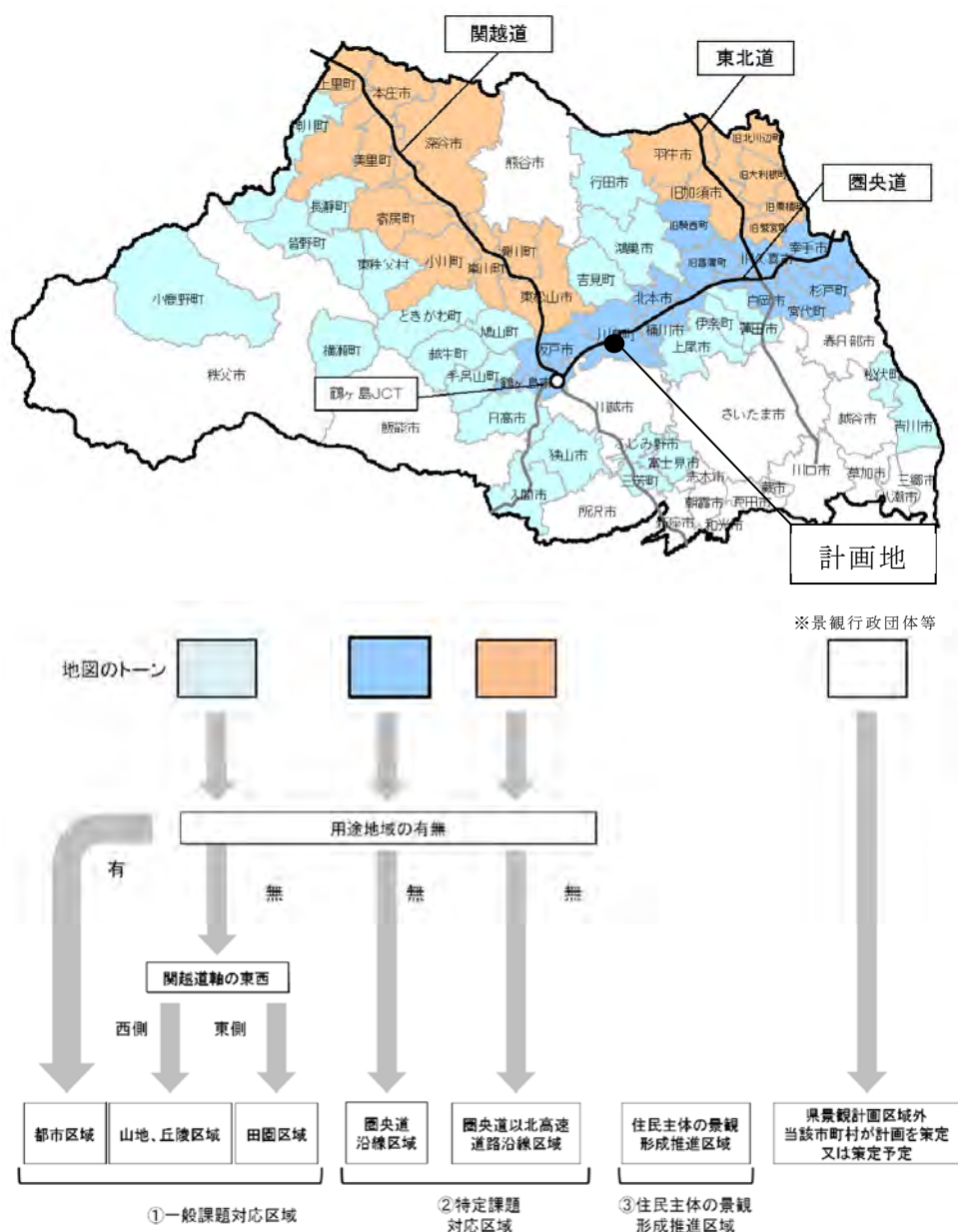
出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

(8) 景 観

埼玉県では、「景観法」に基づき、地域の特性を生かした景観形成を進めるため「埼玉県景観条例」(平成 19 年 7 月埼玉県条例第 46 号)を制定し、「埼玉県景観計画」(平成 19 年 8 月 31 日告示、令和 7 年 7 月 1 日改正・施行)を策定している。

「埼玉県景観計画」では、図 3.1.7-6 に示すとおり埼玉県の全域を景観計画区域に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めている。なお、川島町及び坂戸市は、全域が特定課題対応区域(圏央道沿線区域)に指定されている。

また、川越市は、埼玉県の景観計画区域外であるが、「川越市都市景観条例」に基づき市全域が景観計画区域に指定されている。



出典:「埼玉県景観計画」(平成 19 年 8 月 31 日告示、令和 6 年 9 月 3 日改正・施行)

図 3.1.7-6 景観計画区域

(9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年、法律第 137 号)において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、令和 3 年 3 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、令和 3～7 年度を計画期間とし、「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」を目指す方向性に掲げ、具体的には令和 7 年度の目標値を設定し、「3R の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンスの強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」を 4 つの柱として施策を展開することとしている。

(10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年、法律第 117 号)において、特定排出者(温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(平成 20 年 5 月改正、法律第 47 号)においては、エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL/年以上の事業者の目標である「中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減」に加え、具体的な指針として「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」が制定されており、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者及び荷主に対しても、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けに加え、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより低炭素社会の実現により良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 年 3 月)を制定している。また、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)」(令和 5 年 3 月改正)では、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス削減目標(2013 年度比 46%削減)を示すとともに、将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」の実現を目指すこととしている。

(11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 3.1.7-23 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 3.1.7-23 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域			指定等の有無		関係法令等
			計画地	調査対象地域	
自然保護関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	埼玉県自然環境保全条例
			×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		県指定鳥獣保護区	×	×	
		特別保護地区	×	×	
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域(鉛散弾)	×	○	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約
国土防災関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	○	
	土砂災害警戒区域		×	×	土砂災害防止法
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
			×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
			○	○	埼玉県生活環境保全条例
土地利用関連	市街化調整区域		○	○	都市計画法
	農用地区域		○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	地域森林計画対象民有林		×	×	森林法
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物・埋蔵文化財包蔵地(国・県・市・町指定)		×	○	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	川島町文化財保護条例
			-	○	坂戸市文化財保護条例
			-	×	川越市文化財保護条例
			-	×	東松山市文化財保護条例
景観保全	風致地区		×	×	都市計画法
	景観計画区域		○	○	埼玉県景観条例
			-	○	川越市都市景観条例

注) 調査対象地域: 計画地周辺 3km の範囲